

(その1)

令和 2 年 分
(令和 年 月 日開催分)
収 支 報 告 書

- (ふりがな) じゅうみんしゅとうあきたけんだいさんせんきょくしぶ
1. 政治団体の名称 自由民主党秋田県第三選挙区支部
2. 主たる事務所の所在地 大仙市大曲田町20-32
3. 代表者の氏名 御法川 信英
4. 会計責任者の氏名 佐藤 春男

事務担当者の氏名

伊藤 由希

(電話) 0187-63-5835

政 38



令和

日受理

政治団体の区分

- 政 党
- 政党の支部
- 政治資金団体
- 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- その他の政治団体
- その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等
- 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- 有
- 無

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 御法川 信英

公職の種類 衆議院議員 (現職)

資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

収 支 の 状 況

(その2)

1. 収支の総括表

収 入 総 額	十億 百万 千 円
26,445,016	
(前年からの繰越額)	5,062,391
(本年の収入額)	21,382,625
支 出 総 額	
20,517,687	
翌年への繰越額	5,927,329

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	十億 百 千 円 1,322,600
員 数	人 1,535

(2) 寄 附		
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	十億 百万 千 円 1,300,000	/
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	3,760,000	/
(ウ) 政治団体からの寄附	2,000,000	/
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	7,060,000	/
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア+イ)	7,060,000	/

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	備 考
自由民主党本部	十億 百万 千 円 2,000,000	R2. 04. 28	東京都千代田区永田町1-11-23	政党交付金
自由民主党本部	2,000,000	R2. 05. 26	東京都千代田区永田町1-11-23	政党交付金
自由民主党本部	2,000,000	R2. 07. 31	東京都千代田区永田町1-11-23	政党交付金
自由民主党本部	2,000,000	R2. 10. 30	東京都千代田区永田町1-11-23	政党交付金
自由民主党本部	3,000,000	R2. 12. 08	東京都千代田区永田町1-11-23	政党交付金
自由民主党本部	2,000,000	R2. 12. 23	東京都千代田区永田町1-11-23	政党交付金
こ の 頁 の 小 計	13,000,000			
合 計	13,000,000			

(その7①)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額	年月日	住 所	職 業	備 考	
高山 安雄	^{十位} ^{百万} 300,000 ^千 ^円	R2. 01. 21	横手市赤坂字荒沼29-1	会社役員		
菅原 一範	1,000,000	R2. 03. 30	横手市平鹿町浅舞字浅舞116	会社役員		
この頁の小計	1,300,000					
その他の寄附	0					
合 計	1,300,000					

(その7②)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	法人・その他の団体	
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(株)畠山建設工業	十億 百万 千 円 5,000	R2.01.31	仙北市田沢湖生保内字相内端57-4	畠山 隆太郎	
”	5,000	R2.03.02	”	”	
”	5,000	R2.03.31	”	”	
”	5,000	R2.04.30	”	”	
”	5,000	R2.06.01	”	”	
”	5,000	R2.06.30	”	”	
”	5,000	R2.07.31	”	”	
”	5,000	R2.08.31	”	”	
”	5,000	R2.09.30	”	”	
”	5,000	R2.11.02	”	”	
”	5,000	R2.11.30	”	”	
”	5,000	R2.12.30	”	”	
(株)タカクワアンセスター	100,000	R2.05.01	東京都目黒区駒場2-1-7駒場パークサイドヒルズビル2F	高桑 昌彦	
シンテック(株)	100,000	R2.05.07	神奈川県横浜市青葉区あざみ野1-24-2K・あざみ野ビル202	佐々木 伊知男	
渡部工業(有)	1,500,000	R2.06.27	横手市平鹿町樽見内小豆田256	渡部 貢	
この頁の小計	1,760,000				
その他の寄附	0				
合計	0				

(その7②)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		法人・その他の団体	
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
(株)三友建築所	十億 百万 千 円 2,000,000	R2.09.15	湯沢市横堀字六郎川原22-9	由利 栄一		
この頁の小計	2,000,000					
その他の寄附	0					
合計	3,760,000					

(その7③)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	政治団体	
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
志公会	^{十億} ^{百万} ^千 1,000,000 ^円	R2.07.01	東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館3F	麻生 太郎	
志公会	1,000,000	R2.12.10	東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館3F	麻生 太郎	
この頁の小計	2,000,000				
その他の寄附	0				
合計	2,000,000				

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		金 額	備 考
項 目		十億 百万 千 円	
1 経常経費	(1) 人 件 費	11,798,432	
	(2) 光 熱 水 費	35,774	✓
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	2,011,741	✓
	(4) 事 務 所 費	2,971,820	✓
	小 計 (A)	16,817,767	<
2 政治活動費	(1) 組 織 活 動 費	0	
	(2) 選 挙 関 係 費	0	
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (ア、イ、ウ、エの合計)	682,000	✓
	(ア) 機関紙誌の発行事業費	0	
	(イ) 宣 伝 事 業 費	682,000	✓
	(ウ) 政治資金パーティー開催事業費	0	
	(エ) そ の 他 の 事 業 費	0	
	(4) 調 査 研 究 費	73,920	✓
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金	2,944,000	✓
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計 (B)	3,699,920	✓	
合 計 (A+B)	20,517,687		

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分		備品・消耗品費	備考
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)		
ガソリン代	十億 百万 千 円 69,525	✓ R2.01.14	鈴木商事(株)	大仙市大曲日の出町2丁目3-3		
〃	46,998	✓ R2.02.20	〃	〃		
〃	69,689	✓ R2.03.12	〃	〃		
〃	61,460	✓ R2.04.28	〃	〃		
〃	36,607	✓ R2.05.26	〃	〃		
〃	27,336	✓ R2.06.29	〃	〃		
〃	44,051	✓ R2.07.27	〃	〃		
〃	62,112	✓ R2.08.28	〃	〃		
〃	58,191	✓ R2.09.18	〃	〃		
〃	62,048	✓ R2.10.20	〃	〃		
〃	72,120	✓ R2.11.30	〃	〃		
〃	49,855	✓ R2.12.24	〃	〃		
〃	55,178	✓ R2.01.10	鈴木正俊商店(有)	大仙市角間川町字西本町8		
〃	46,870	✓ R2.02.10	〃	〃		
〃	39,601	✓ R2.03.10	〃	〃		
この頁の小計	801,641					
その他の支出	0					
合計	0					

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分		備品・消耗品費	備考
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)		
ガソリン代	十億 百万 千 円 37,773	R2.04.10	鈴木正俊商店(有)	大仙市角間川町字西本町8		
〃	37,694	R2.05.08	〃	〃		
〃	22,373	R2.06.15	〃	〃		
〃	31,781	R2.07.10	〃	〃		
〃	40,017	R2.08.07	〃	〃		
〃	44,127	R2.09.10	〃	〃		
〃	60,704	R2.10.09	〃	〃		
〃	43,270	R2.11.10	〃	〃		
〃	40,028	R2.12.10	〃	〃		
灯油代	10,863	R2.01.14	鈴木商事(株)	大仙市大曲日の出町2丁目3-3		
〃	14,960	R2.03.12	〃	〃		
〃	15,180	R2.12.24	〃	〃		
コピー代	73,652	R2.01.31	秋田ゼロックス(株)	秋田市川尻町字大川反170-92		
〃	79,260	R2.02.14	〃	〃		
〃	77,112	R2.03.26	〃	〃		
この頁の小計	628,794					
その他の支出	0					
合計	0					

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
コピー代	十億 百万 千 円 72,214	R2.04.21	秋田ゼロックス(株)	秋田市川尻町字大川反170-92	
〃	103,365	R2.05.29	〃	〃	
〃	87,149	R2.06.30	〃	〃	
〃	56,940	R2.07.31	〃	〃	
〃	43,064	R2.08.28	〃	〃	
〃	25,776	R2.09.27	〃	〃	
〃	50,383	R2.10.30	〃	〃	
〃	23,192	R2.11.30	〃	〃	
	49,595	R2.12.23	〃	〃	
液晶モニター代	16,500	R2.08.20	〃	〃	
この頁の小計	528,178				
その他の支出	53,128				
合計	2,011,741				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分		事務所費	備考
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)		
家賃	十億 百万 千 円 220,000	R2.01.21	今野 悦代	大仙市大曲日の出町1-4-10		
〃	220,000	R2.02.21	〃	〃		
〃	220,000	R2.03.23	〃	〃		
〃	220,000	R2.04.20	〃	〃		
〃	220,000	R2.05.20	〃	〃		
〃	220,000	R2.06.23	〃	〃		
〃	220,000	R2.07.20	〃	〃		
〃	220,000	R2.08.20	〃	〃		
〃	220,000	R2.09.23	〃	〃		
〃	220,000	R2.10.20	〃	〃		
〃	220,000	R2.11.20	〃	〃		
〃	220,000	R2.12.22	〃	〃		
除雪費	45,000	R2.06.23	(株)ツインズ	大仙市大曲田町20-39田町レジデンスⅡ2-2		
顧問報酬	78,336	R2.01.22	中小企業活性化サポート	秋田市卸町1-3-2 秋ト協ビル2F		
顧問報酬	64,365	R2.07.22	〃	〃		
この頁の小計	2,827,701					
その他の支出	0					
合計	0					

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分 事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
監査報酬	十億 百万 千 円 30,000	R2.05.27	高橋茂輝税理士事務所	雄勝郡羽後町大久保字柏原101-1	
メールサーバー年間利用料	45,360	R2.05.27	(株)ASTコンサルタント	大仙市大曲日の出町1丁目38-16	
廃棄物処理代	39,600	R2.05.27	加藤産業(株)	大仙市内小友字太田125番地	
この頁の小計	114,960				
その他の支出	29,159				
合計	2,971,820				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
2. 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ③ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 5 月 21 日

政治団体の名称 自由民主党秋田県第三選挙区支部

会計責任者の氏名 佐藤 春男



※ 代表者の氏名



※ 解散の場合のみ代表者も署名・捺印すること。

政治資金監査報告書

令和3年5月20日

自由民主党秋田県第三選挙区支部
支部長 御法川 信英 殿



登録政治資金監査人 高橋茂輝

登録番号 第 3247号

研修修了年月日 平成22年3月12日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、自由民主党秋田県第三選挙区支部の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、自由民主党秋田県第三選挙区支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私を実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。なお、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

自由民主党秋田県第三選挙区支部と私の間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上